

差別語の四つの形態

差別語の問題について私自身が前に文書にし、また他者といろいろな形で討論してきた。とらえ返してみるとまだまだ未整理である。今後の理論化実践的課題へむけて、過程として「四つの形態」という形で文章化しておきたい。

差別語にはそもそもそれが差別的なニュアンスで作られた言葉がある。たとえばマージャン用語で多様される「チョンボ」というのは朝鮮人への蔑称からきている明らかな差別語であり、「馬鹿」という言葉も精神障害者への差別語である。これが差別語であるというのは明らかである。けれどもなおかつ「それは最初はそういう意味をもっていたが、今はそれから離れて使われているから差別語ではない」と言い張る人がいる。けれどもその言葉の負のイメージが転用されていることにおいて、その言葉によって傷付く人がいるところで、主観的に「それから離れている」と言ってもそれは勝手な思い込みにすぎない。

さて二つ目に、その語が当初は差別的なニュアンスはなかったのに、被差別者が差別される中で差別的なニュアンスがこめられていく、という形の差別語を挙げることができる。

これはたとえば朝鮮人という言葉が独特のイントネーション—書き言葉で例えれば「チョウセンジン」でしゃべられる時差別の意図が込められている。それらのことは障害者差別の言葉にも多々ある。「どもり」ということばは吃音者の痛みにつながるものがある。それはかつてアイヌの人々がアイヌ（「人間」という意味）という被差別の蓄積した言葉を嫌って、ウタリ（「同胞」）協会を作ったことにも通じている。これらは言わば言葉自体よりも言葉を使う者のニュアンスに規定された差別語といえる。

だから、この形態の場合は被差別者が自ら進んでその語を使う場合には、全く逆に開き直りの機能する。

三つ目はそれがマジョリティーマイノリティの社会関係から生まれている差別的な意味を持ってしまうという言葉の問題である。言葉に組み込まれた差別の構造と言いえる。

たとえば、「女性の視点でみる」とか「立場に立つ」とかいう表現がある。前者は認識とか観点とかいうことを「みる」「視点」ということで表現している。これが視覚障害者にとってどういう意味をもってしまおうか？これはヒトの多数において視覚優位の感覚であるということ、認識するということを視覚にたとえて表現するということ（マジョリティーマイノリティ）、また文化の形成—言語の形成において障害者が中心から排除されているということをインプリシットに包含している。

いわば言語において差別的関係が現出している問題と言いえる。

これは女への文字の多くが女性差別的内容を有していることにも通じている。

四つ目は、二つ目で言葉自体は差別性を持たないのに差別の中でその言葉に差別的ニュアンスが蓄積される、としたことの修正である。言語とは示差の体系である、との指摘があるが、言葉が生まれるにはそこに異化がある。そして異化—命名判断が価値中立的ということとはありえない。そこには価値判断が付帯している。たとえばアメリカ先住民に「どもり」に相当することばがないということ、ことばの問題ではないが、文化の違いで虹が

何色に見えるかということまで違ってくるということが、その端的なたとえである。

さて問題は差別語を実践的課題としてどうとらえていくのか？ということである。

最初の差別の問題は端的に差別の問題としてとらえられる。そして差別語に対する糾弾ということは主にこのことを巡って闘われてきた。二つ目は逆にマスコミなどにより放送禁止語などとして硬直して扱われ、被差別の当事者が開き直りの的に使うということも規制されている。そして運動の側が「個性論」等で異質のものとの共生という形で突き出されている。だが、この「個性論」は倫理主義への陥穽を孕んでいる。

そもそもは、異化の構造自体に差別の問題が包含されている。それは被差別者の側からの突き付けの中から生まれる新しい文化の創造として闘われる。現在的な差別の糾弾を軸としつつ、それだけに留どまらない文化の創造として。それは永い永い運動にならざるをえない。そのようなことを射程に置いて、差別語への被差別者からの突き付け—糾弾を具体的に取り組んでいく必要があると思う。その具体的な分節化のために「四つの形態」ということが有効性を過渡的に持ち得ればと、提起する。

(C)